

2012 無実のゴビンダさん支援集会

―――集会決議―――

即座の再審開始と、ゴビンダさん釈放を求めます。

1997年東京渋谷で発生した、いわゆる「東電 OL 殺人事件」で有罪判決を受け、現在横浜刑務所で無期刑に服役中のネパール人、ゴビンダ・プラサド・マイナリさんは、逮捕されたその瞬間から今日まで、一貫して無実を訴えています。

一審東京地裁は、無罪という正しい判断を下しましたが、その後、東京高裁で何らの新しい証拠もないまま、理不尽な逆転有罪となり、最高裁もそれを追認した結果、現在も服役囚として、自由と尊厳を奪われています。

ゴビンダさんは2005年3月、再審の申し立てを行い、現在東京高裁第4刑事部で請求審が行われています。

請求審が進むとともに、ゴビンダさんの無実は一審無罪判決の時にも増して明らかになりました。ことに、昨年7月以降、次々と明らかになった関係証拠のDNA鑑定結果から、ゴビンダさんではない第三の人物 X が、事件現場で最後に被害者と接触していたことが明白になりました。「被告人以外の男性が被害者を右の部屋（事件現場）に連れ込むことは、およそ考え難い」とした原判決の核心部分が、完全に否定されたのです。もはや有罪判決は維持できないことが明白です。

にもかかわらず、東京高検はその後有罪主張を取り下げず、あまつさえ隠していた証拠を小出しにしながら姑息な時間稼ぎを行い、無実の人が刑務所で服役させられているという不正義を正すことより、自らの破綻と面子をとりつくろうことに躍起になっています。

事件から15年もの間、証拠を隠していた検察が、なお鉄面皮にこうした態度をとり続けることは、到底許されるものではありません。足利事件の菅家利和さんの時と同様、潔く有罪主張を取り下げ、再審開始を待つまでもなく、ゴビンダさんを直ちに釈放することこそ、検察が過ちを正すためにとりうる唯一の道です。

また、裁判所も再審開始決定をこれ以上遅らせるなら、誤判を放置することとなり、司法に対する信頼を大きく損なうこととなります。

ゴビンダさんは、「これほどまでに無実の証拠が出ているのに、なぜ私はまだ刑務所にいなければならないのか」と憤りを露わにしています。またネパールで彼の帰りを一日千秋の思いで待っている妻と2人の娘、年老いた母親、兄や姉を始めとするご家族も、「ゴビンダはいつ帰ってくるのか。もはや無実は証明されたに等しいではないか」と嘆いています。

こうした声に応え、日本の司法が信頼を取り戻すことを願って、私たちは、次の様に要求します。

(1) 検察は、再審開始を遅延させる一切の妨害をやめ、刑事訴訟法第442条但し書きにもとづき、直ちにゴビンダさんの刑の執行を停止すること。

(2) 東京高裁は、これ以上の遅滞を許さず、同法第448条にもとづき、即座に再審開始を決定するとともに、同条第2項にもとづき、刑の執行を停止すること。

以上、集会参加者の名によって決議し、強く求めます。

2012年4月8日

2012 無実のゴビンダさん支援集会 参加者一同